

令和4年4月1日

大阪産業大学

研究費における不正防止対策の基本方針

大阪産業大学は、研究費を適切に管理し、有効に活用して円滑に研究を進めるため、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」に基づき、以下のとおり取り組みながら、研究費を効率的・効果的に活用して、さらなる学術研究の発展を目指すため研究費の適正な使用に向けた取組みを推進します。

- 1.研究費の適正な運営・管理に関する責任体制を明確にし、学内外に周知・公表する。
- 2.研究費の適正な運営・管理活動のために、事務処理手続きに関するルールや職務権限を明確にし、周知する。
3. 不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することで、実効性のある対策を実施する。
- 4 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のある体制を整備する。
- 5 コンプライアンス教育・啓発活動を通じて関係者の不正防止に対する意識の向上を図る。
- 6.研究費の使用のルール等が、学内外の利用者にわかりやすいように体系化・集約化して大学 Web サイトに掲載し、積極的な情報発信を行う。
- 7.研究費の適切な管理のため大学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。
- 8.研究費の不正使用等に関する学内外からの告発等に対して、調査及び処分に関する体制を整備し、通報窓口を設置する。